

令和元年度 第1回理事会の開催

令和元年度 第1回理事会が、令和元年5月24日、日本獣医師会会議室において開催された。会議では、議決事項として、「第1号議案 平成30年度事業報告及び決算に関する件」、「第2号議案 第76回通常総会に関する件」、「第3号議案 役員候補者の選出に関する件」、「第4号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件」について諮られ、承認された。次に説明・報告事項として、「1 北海道胆振東部地震に関する件」、「2 政策提言活動等に関する件」、「3 部会委員会に関する件」、「4 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)」、「5 その他」について説明、報告がなされた後、さらに連絡事項として、「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、「2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件」が説明された。議事概要は下記のとおりである。

令和元年度 第1回理事会の議事概要

I 日 時：令和元年5月24日(金) 14:00～17:30

II 場 所：日本獣医師会会議室

III 出席者：

【会 長】 藏内勇夫

【副 会 長】 砂原和文、村中志朗

酒井健夫(学術・教育・研究兼獣医学術学
会担当職域理事)

【専務理事】 境 政人

【地区理事】 高橋 徹(北海道地区)

渡邊 健(東北地区)

鳥海 弘(関東地区)

天野芳二(東京地区)

松澤重治(中部地区)

玉井公宏(近畿地区)

春名章宏(中国地区)

塩本泰久(四国地区)

草場治雄(九州地区)

【職域理事】 西川治彦(産業動物臨床)

横尾 彰(家畜共済)

大林清幸(小動物臨床)

川嶋和晴(家畜防疫・衛生)

木村芳之(動物福祉・愛護)

栗本まさ子(特任)

【監 事】 浦山良雄、柴山隆史、鈴木一郎

【オブザーバー】 北村直人(日本獣医師連盟委員長)

(欠 席) 加地祥文(公衆衛生)

IV 議 事：

【議決事項】

第1号議案 平成30年度事業報告及び決算に関する件

第2号議案 第76回通常総会に関する件

第3号議案 役員候補者の選出に関する件

第4号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件

【説明・報告事項】

1 北海道胆振東部地震に関する件

2 政策提言活動等に関する件

3 部会委員会に関する件

4 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

5 その他

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

V 会議概要：

【開 会】

事務局から定款第41条に規定された定足数を満たし、本理事会が成立すること、オブザーバーとして本会顧問である北村日本獣医師連盟委員長に出席を依頼したことが報告され、開会した。

【会長挨拶】

1 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。

「令和という新しい時代を迎えて1回目の理事会であり、審議の程よろしくお願ひ申し上げる。

昨日から本日の午前中まで決算監査が行われ、監事からは事務・事業の適正な実施を確認した旨の報告とともに、今後の会務、事業運営に関する貴重なご意見をいただき、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

昨年9月に岐阜県で発生した豚コレラについては、岐阜県獣医師会から緊急要請を受け、本年1月18日付けで農林水産省をはじめ、厚生労働省、環境省あてに家畜伝染病、人獣共通感染症等に対する防疫体制の充実・強化について要請を行ったところである。さらに、本疾病の感染拡大の情勢に鑑み、4月25日に「豚コレラの発生拡大に関する緊急対策会議」を開催して対応策を検討し、同日、農林水産省消費・安全局長あて①岐阜県及び愛知県内の飼養豚に対する地域並びに期間を限定した緊急豚コレラワクチン接種実施の早急な検討、②緊急ワク

チン接種のデメリット等の課題への対応方策の検討と養豚経営者等への事前説明の実施、③飼養衛生管理基準の厳守による豚コレラの早期清浄化について緊急要請を実施した。本課題は全ての職域の獣医師が情報を共有し、それぞれの立場で終息に向け全力で取り組む必要があり、理事各位におかれても今後の対応等に支援いただきたい。

また、動物愛護管理法の改正並びに愛玩動物看護師の法制化について、本国会の会期以内での成立は大変厳しい状況であるが、北村日本獣医師連盟委員長は両法案が衆参両院を通過できるよう国会に何度も足をお運びいただき、毎日のように関係者と協議いただいております。これまで関係各位の支援、努力の積み重ねが実を結ぶよう最後まで最善を尽くしたい。

われわれの任期も残り一月となったが、本会と地方獣医師会が一体となって課題解決に取り組むたいと考えており、最後までご協力をお願い申し上げます。」

2 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【議決事項】

第1号議案 平成30年度事業報告及び決算に関する件

(1) 境専務理事から、平成30年度事業報告及び決算について説明がなされた後、柴山監事から、業務及び会計監査を実施した結果、すべて適正に処理されている旨監査結果が報告された。なお、監査講評として、次のとおり指摘がなされた。①緊急災害時動物救護活動支援事業における関連マニュアルの再編作成及びVMAT講習会の開催と修了証の発行、AIPO事業における動物愛護管理法改正を踏まえた本会対応の推進、電話回線の増設と自動音声案内システムの導入によるマイクロチップ事業の効果的な相談事務体制への改善、医師会との連携事業における11月と2月のシンポジウム開催の定着、国際交流事業におけるWVA総会及び評議委員会への精力的な参加の他、多くの事業、課題への取組みが前進しており評価に値する。一方、②過去3年の間、2nd GCOHの開催、医師会との連携事業や国内外連携交流事業などの事業拡大に加え、昨年は創立70周年記念行事もあり、近年の当期計上増減額は2,000万円程度の赤字で、前回理事会で特定資産の取崩しが承認されたところであり、このような財政状況に鑑み、より一層慎重な会の運営が求められる。しかしながら、③公益社団法人として、収支相償と遊休財産の保有制限が課せられる中で継続的な事業実施を求められる一方、大規模な収益事業の実施や、世界的な経済停滞を背景に基本財産や保有財産の運用益での収益確保も困難なため、社会的要請に対す

る積極的な取組みへの影響が危惧される。上記取崩しも短期的な施策であり、今後の財政を健全に維持するためには、3～4年の間に根本的な体制の整備が必要である。また、④会員構成獣医師が公益性を発揮し達成感を共有することは、会への参加意欲向上や事業実施のモチベーション維持に重要である一方で、限られた財政基盤で会を運営するためには、事業ごとの費用対効果を客観的に理事会で評価し、一層の経費削減や事業規模の見直しに努めて、事業を継続することも重要である。事業内容と規模に対する会員構成獣医師の理解と協力は不可欠な要素であり、執行役員は、本会の公益性を踏まえた上で、実施する事業を総合的に判断し決定するとともに、構成獣医師も当事者意識を持って本会事業に参画されることが重要である。

(2) これに対して、新年度の事業計画は例年と大差はないが、監事が指摘された費用対効果を踏まえ、どのような事業の見直しを考えているのか質疑があり、これに対して、境専務理事から、財政運営については、事業の在り方とともに経費を見直し、赤字削減等に努める一方、国際交流等の新たな事業については、積極的に取り組む必要があり、今後理事会へ見直し計画等を提示し、各種の指導をいただきながら取組みを推進したい旨説明された後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第2号議案 第76回通常総会に関する件

境専務理事から、本会定款第37条第1項第1号に基づく総会の日時、場所、目的である事項(付議する議案)及び同22条に基づく書面による議決権の行使について承認が求められ、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第3号議案 役員候補者の選出に関する件

境専務理事から、現役員の任期満了に伴い、第76回通常総会において役員を選任を行うが、役員選任規程第5条により総会に提出する役員候補者は、理事会において選出する旨が規定され、本日、同第16条に基づき会長から提出された名簿について承認を求める。なお、会長推薦副会長選出区分候補者については、第5条第2号中のただし書により会長選出候補者が推薦する場合、理事会が別に定める選出基準に適合し、会長選出区分候補者が選任された場合に限り選出ができる旨規定されていることから、併せて選出基準への適合について判断いただきたい旨説明された後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第4号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件

境専務理事から、第76回通常総会において、平成30年度獣医学術学会年次大会の開催を受託し、多大なる尽

力により、開催地区の特長を発揮され盛會に導かれた神奈川県獣医師会に感謝状を授与したい。なお、従来、会員加入の推進等を通じて獣医師会組織の強化に当たった地方獣医師会に対する会長感謝状を授与してきたが、表彰基準に該当する地方獣医師会はない旨が説明され、本議案は原案どおり異議なく承認された。

【説明・報告事項】

1 北海道胆振東部地震に関する件

境専務理事から、北海道獣医師会からの5月7日現在における動物救護活動等の経費支出として、①仮設の診療所での犬猫66頭、5動物病院での64頭の治療費及び獣医師、看護師等の人件費等の診療に要する経費が、179万5,668円、②厚真町のペットホテルあるいは動物病院・愛護団体における犬猫の預り経費、ケージ等の支援助物資等の保護預かりに要した経費が、397万5,131円で、総計577万799円という支出状況である。なお、現在、本会で設置した北海道胆振東部地震動物救護活動等支援金への募金額は、907万596円であり、道獣医師会では引き続き活動を継続されることから、上記金額に加え、さらに支援を実施する予定である旨説明がなされた。

補足して、地元北海道獣医師会会長の高橋理事から、現在、保護している猫4頭について、全て去勢・避妊手術とマイクロチップを挿入した上で譲渡する予定であり、この機会にマイクロチップの有用性を道民に周知したい旨説明された後、了承された。

2 政策提言活動等に関する件

- (1) 境専務理事から、本誌第72巻第6号326頁に掲載のとおり説明が行われた。
- (2) 質疑応答として、予定されている「豚コレラ発生拡大に関する獣医療提供体制支援金(仮称)」における現地の支援対象獣医師について質疑があり、これに対して、境専務理事から、特に愛知県の発生地域である渥美半島の田原地区では養豚農場が密集しており、農業共済への加入率は低く、本会の構成獣医師である開業獣医師が診療している。本病多発に伴い、広範な地域で豚の飼養頭数が激減し、この状況は年余にわたって継続することが懸念され、診療業務等の継続が困難となることが予想される。今後、岐阜県及び愛知県獣医師会でこれらの開業獣医師の取扱いについて調査いただき、要請があれば本支援金の募集を開始したい旨説明され、了承された。

3 部会委員会の開催に関する件

境専務理事から、各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部会長である職域理事等から次のとおり説明がなされた。さらに次期職域別部会常設委員会委員委

嘱手続スケジュール等が説明され、本件は了承された。

(1) 酒井副会長から次のとおり説明がなされた。

獣医学術部会の学術・教育・研究委員会については、4月15日に第22回委員会を開催し、今期委員会の取りまとめとして、報告書(案)について検討いただいた。

報告書では、①検討テーマの「獣医学教育の整備状況の検証と支援」については、これまでの本委員会における獣医学教育の検討経過として、平成23～24年度は、獣医学教育におけるモデル・コア・カリキュラムの整備について検討し、この検討結果に基づき、全国大学獣医学関係代表者協議会及び大学基準協会に対し要請し、評価体制の確立に貢献したこと、平成25～26年度は、参加型臨床実習のあり方と整備充実、教育環境の整備充実に向けた要請活動を検討し、文部科学省に対してモデル・コア・カリキュラムの実施に伴う教員配置の適正化、分野別第三者評価の実現について要請したこと、平成27～28年度は、参加型臨床実習及び衛生実習の環境整備と実施体制の確保について検討し、全国大学獣医学関係代表者協議会、国公立大学獣医学協議会、日本私立獣医科大学協会及び獣医学系大学間獣医学教育支援機構に対し「参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習に対する要望」を提出したこと、さらに今期の検討の概要を記載した。

次に現状と課題として、全ての学生が共用試験を経て参加型臨床実習に参加することとなり、「獣医学教育」から「獣医師養成教育」への転換が求められたが、大学における産業動物臨床実習は外部機関の協力を得なければ実施は困難であること、また小動物臨床実習においても、実習内容は1次診療であるが、大学の病院は2次診療を行う等の実情があること等について記載した。

さらに今後における取組みにおいて、わが国の医学教育においては、アメリカが国際基準の認証・評価を受けていない医学部の卒業生には臨床研修を認めないと通告した2023年問題に対して取組みを行ったこと、獣医学教育においても、平成29年9月、国際水準の達成を目的に、大学関係者のほか、全国農業共済協会、全国家畜衛生職員会、全国公衆衛生獣医師協議会、日本獣医学会及び本会により獣医学実践教育推進協議会が設置され、参加型実習等のあり方等を検討していること、その際、大学に実施した参加型臨床実習等のアンケート調査の結果では、各大学の取組み、実施方法は様々で大学間の温度差が明確となったこと、これらを踏まえ、全大学でスタンダードとなる国際水準を目指した獣医学におけるコア・カリキュラムを改訂するため、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の再開要請、日本学術会議の獣医学分科会へ

の要請、指定臨床研修診療施設の活用と見直し、「獣医師養成教育」に対する支援要請、獣医学教育評価基準の見直し等を提言した。

②検討テーマの「国際交流の推進と本会の役割」については、今期における取組みとして、WVAにおける交流活動については、WVA事務局体制と事務執行として、FVEに再委託としたが、事務経費の削減と適正な予算執行について強く要求したこと、WVA会費の在り方として、会員の納得する会費の運用、特に各種関係情報等の提供等を強く求めたこと、次にFAVAにおける交流活動については、わが国からアクションプランの取組み推進を要請したこと、また、東アジア三カ国獣医師会による獣医学術交流推進については、獣医学術学会年次大会（神奈川）において「東アジア三カ国獣医師会サミット」と題して、台湾獣医師会のチェン会長、大韓獣医師会のキム会長、世界獣医師会のチャン会長及び藏内会長による講演とパネルディスカッションを開催したこと、第30回世界牛病学会については、北海道獣医師会の多大な支援によりアジア初の大会として盛会裏に終了したこと、さらにアジア地域臨床獣医師等総合研修事業の推進については、平成29年度は12名、平成30年度は10名が研修を受けたこと等について記載した。

③検討テーマの「生命倫理ガイドラインの策定」については、医療では「再生医療安全性確保法」に基づき再生医療が実施されているのに対し、獣医療ではこのような基準がなく開業獣医師が独自に再生医療を実施しているため、農林水産省動物医薬品検査所、日本獣医再生医療学会等がガイドラインの策定を検討しており、前期に続き本委員会もこれを支援してきたこと、平成30年4月、同学会等により策定された「犬及び猫における再生医療及び細胞療法の安全性確保に関する指針」については、実施施設の届け出制を導入することとして、動物再生医療推進協議会を届け出先としたが、関係学会や獣医師会に所属しない獣医師が倫理に反する実験的な治療等を実施する事例等も懸念され、今後、更なる検討が必要であること等について提言した。

(2) 西川産業動物臨床部会長から次のとおり説明がなされた。

産業動物臨床部会における産業動物臨床・家畜共済委員会については、2月28日に第26回委員会を開催した。

①検討テーマ「産業動物診療獣医師の確保」については、産業動物診療獣医師の養成として、大学における産業動物診療教育の充実、参加型臨床実習の受入れのための課題と解決方策について議論し、大学と臨床現場との人材交流システムの中から教員を育てる必要

があること、大学側からの依頼により現場で養成すべき獣医師、参加型臨床実習のあり方を提言したが、未だ双方の話し合いがなされていないこと、また産業動物診療分野への誘導方策として、これまで取組み対象でなかった中学、高校生からの周知が必要であること、地域偏在・職域偏在の課題は、臨床実習等での産業動物診療獣医師の魅力の醸成及び給与・休暇等の処遇改善が重要であること等の意見が出された。次に産業動物診療獣医師の定着について議論し、新卒獣医師、3年、5年の周年でのブロック単位等での研修等、卒後教育体制を確立すること、女性を考慮した職場施設の整備、多様な就業形態等による働きやすい職場環境に改善すること、従来の公務員獣医師準拠を超えた処遇改善に取り組むこと等について意見が出された。さらに産業動物診療における長期休業代替獣医師の確保として、人材バンク制度のほか、隣接地域での農林団体のOB獣医師等を代替獣医師とすること等の意見が出された。

②検討テーマ「抗菌剤の適正使用」については、家畜伝染病予防法で大規模農場に配置が義務付けられている管理獣医師を、中小規模の農場を含むすべての農場に配置すること、さらに要指示医薬品指示書の適正な発行と医薬品の適正な流通を確保することについて議論された。

③検討テーマ「今後の産業動物の診療体制」については、家畜共済制度の改正により家畜診療所の運営が非常に厳しい状況になることに鑑み、収入を確保するための方策として、これまで無料サービスとして実施してきた、健康診断や衛生指導等に対して適正に対価を求めること等について議論がなされた。

(3) 大林小動物臨床部会長から次のとおり説明がなされた。

小動物臨床部会における小動物臨床委員会については、3月27日に第22回委員会を開催した。まず、関係する特別委員会の開催状況が報告された後、動物看護職の国家資格について、産業動物分野では畜主が獣医療補助業務に対応している現状で動物看護師に対するニーズの高まりがないため、今回は小動物分野に限定した「愛がん動物看護師」という名称であること、一般的な看護業務の範囲をできるだけ広く捉え、国家資格を持つ動物看護師が獣医師の指示の下で行うことができる診療補助業務の範囲を限定し明確化する必要があること、国家資格により可能になる診療の補助行為については、採血、注射及び気管チューブ等は認めること、今後、法案が成立した時点で様々な基準、業務内容等が定められること、国家試験に際しては、現在、学生等が受験できるよう特別講習会を開催したり、現在、動物病院に勤務されている看護師の救済処置も考慮されること等について意見交換がなされた。

次に、次期の「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に関する検討として、動物医療に対する広告規制について、現在、規制の対象外であるウェブサイト等のホームページを規制対象にする方向で検討されていることを踏まえ、今後は専門獣医師を制度化し、そのための専門獣医師協議会を本会に設置し、一定の条件の座学等、講習を修了した者には認定獣医師、さらに高度な条件の実技を修了した者には専門獣医師に認定する方向性とする、そして専門獣医師に認定されれば、ホームページ上で公表し、飼い主等、国民の利便に繋がること等の議論がなされた。さらにOIE 獣医組織能力 (PVS) 評価報告書の取りまとめと公表について、狂犬病予防接種を見直すべき旨意見が提示されたが、本会は現体制を堅持する姿勢が変わりなく、日本獣医師会雑誌4号に「狂犬病ワクチン接種の見直し意見に対する日本獣医師会の見解」を掲載した旨が報告された。

4 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

境専務理事から、平成31年3月11日以降令和元年5月10日までの業務概況等について説明がなされ、本件は了承された。

5 その他

(1) 平成30年度獣医学術学会年次大会（神奈川）の収支決算

境専務理事から、平成30年度獣医学術学会年次大会（神奈川）においては、収入となる参加登録者について予算では約1,700人を見込んだが、決算では1,353人に止まり、また、歓迎交流会についても予定した775人が360人と下回った。さらに企画開催に係る収入も約123万円の減額となった。一方、支出については会場・施設費のみ予算より約82万円の増額となったものの、その他の経費については、鳥海会長をはじめ、神奈川県獣医師会の関係者による節減の努力により予算額から減額となった。また、前回の大分大会と比べると参加登録料による収入が約300万円少なく、会場・施設費の支出が約1,398万円高かった。本年度は過去6年間で参加登録者数が最も少なく、会場が高額という要因で、本会が例年の経費負担分に加え、今回の不足分約656万円を負担することとなった。来年は東京の国際フォーラムでの開催となるが、多く参加登録者が得られるようさらに魅力あるプログラムを企画することとしており、理事各位におかれても、周知と参加者の増加に尽力いただきたい。続いて、酒井副会長から次回は本会が直轄で企画運営することになるので、多くの構成獣医師が参加されるよう特に地方獣医師会のご協力を依頼したい。さらに開催担当

の神奈川県獣医師会会長の鳥海理事から、経費は予算内に収めたものの、1週間後に別の学会が開催されたことも要因と思われるが、参加登録者が少なく収入が得られなかった。来年度以降、これらを踏まえて、計画いただきたい旨補足説明された。

(2) 動物の保護及び管理に関する法律の一部改正及び愛がん動物看護師法の制定

境専務理事から、動物愛護管理法の改正については、4月25日に自民党どうぶつ愛護議員連盟総会が開催され、衆議院法制局から法律骨子（案）について説明がなされた後、幼齢犬猫の販売時期について意見が求められ、出席した関係団体のうち日本犬保存協会、犬猫適正飼養推進協議会、秋田県保存会及びジャパンケネルクラブは7週齢、その他の団体は8週齢を主張された。日本獣医師連盟の北村委員長からは、今国会中での法案の成立を依頼するとともに、週齢問題については、環境省の調査で7週と8週の間科学的な差異が認められなかったが、世界小動物獣医師会では、母子免疫の低下後、1回目のワクチン接種は8、9週齢を推奨する一方、世界的にも8週齢が一般的な考え方である。これらを踏まえ、その期間にワクチンを接種し、飼い主に健康なペットを提供することが繁殖・販売の専門家の責任と思われる旨発言された。なお、全国ペット協会に対し8週齢となった際の影響が確認されたが、業界の死活問題にならない旨回答された。さらに三原事務局長から前回改正時、49日はあくまでも移行期間中の激変緩和措置であり、56日を目標としていた旨発言された後、鴨下会長から、今後、超党派議連との意見調整を進め、今国会で成立を目指したい旨が説明された。同日提出された骨子（案）には、第一種動物取扱業者の飼養施設の設備の構造・設備管理、動物の飼養・保管の環境の管理、疾病対応、輸送の方法及び繁殖の方法等についての具体的な基準が明記されること、幼齢の犬猫の販売等の時期は、現時点で49日/56日と併記されていること、マイクロチップの装着及び情報登録に係る制度創設の中で、犬猫等販売業者、第二種動物取扱業者（愛護団体）及び地方公共団体から譲渡された飼い主へのマイクロチップ装着義務及びその他、一般の飼い主から譲渡された犬猫または既に飼養している犬猫の所有者は装着に努めること、装着後、情報は環境大臣が指定する登録機関への登録が義務づけられること、施行は公布の日から起算して1年を超えない範囲内とされ、第一種動物取扱業者に関する事項は2年、マイクロチップに関する事項は3年以内に施行することが記載された旨説明された。

一方、動物看護師の国家資格化については、4月26日に超党派による愛がん動物を対象とした動物看護師

の国家資格化を目指す議員連盟第3回総会が開催され、農林水産省から、「愛がん動物看護師の業務範囲の考え方（イメージ）」が示され、獣医療における愛がん動物看護師の業務の範囲として、獣医師の指示の下に行う採血、投薬等について説明された。次に環境省から「愛がん動物看護師の受験資格について」及び「未就学者の受験資格獲得（特例措置）イメージ」が示され、受験資格については、法施行後、大学または専修学校で国家資格カリキュラムを履修した卒業者のほか、在学者は動物看護学の過程の履修後、また既卒者は、卒業後に主務大臣が指定した講習会の課程の修了を条件とし、未就学者は動物看護に係る実務経験5年を有する者には、同講習会の課程の修了を条件とする特例措置を設けること、講習会の課程を修了すれば、予備試験の受験が5年間に限り認められ、合格し受験試験を獲得すれば、期限なく受験できること、現在、約2万1,000人の認定動物看護師については、一部講座を免除するというメリットを付与することが検討されていることが説明された。さらに衆議院法制局から「愛がん動物看護師法（仮称）要綱案」が示され、試験は、農林水産大臣及び環境大臣が指定試験機関に試験実施事務を行わせることができるとしたこと、業務等について愛がん動物看護師は獣医師法17条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことができること、愛がん動物看護師の名称は、それ以外の者は使用できないこと、愛がん動物看護師でない者は、その名称中に動物看護師という文字も用いてはならないこと、施行期日等として、公布の日から起算し3年以内で施行、指定試験機関等に係る一部の規定は6月以内に施行されることが説明された。

なお、本法が6月に国会で成立すれば、年内に公布、施行されると思われ、指定試験機関については、動物看護師統一認定機構が申請準備を進めている。本法成立後は、獣医師、愛がん動物看護師及びその他の職員との役割分担等を明確にした上で、雇用や処遇改善、チーム獣医療の構築の課題について地方獣医師会と連携しながら、構成獣医師に理解を求める必要がある旨説明された。

【その他報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境専務理事から、当面の関係会議等の開催日程について説明がなされた。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(1) 北村連盟委員長から、日本獣医師連盟からの参議院議員選挙推薦候補者については、予定していた候補者が地元の市長選挙へ出馬することになり、急遽別の候補

者へ変更となった旨この場を借りてお詫び申し上げる。

動物愛護管理法については、週齢問題は8週を基本合意としつつ、2年間は移行期間として7週齢を認める方向であること、国の天然記念物である日本犬6種については、週齢の例外とすること、マイクロチップの義務化については、第二種動物取扱業者において譲渡される犬猫については、義務化を要請してきたが努力義務となったこと、なお、本国会では愛玩動物看護師法のほか、議員立法として浄化槽関連の法案が提出される予定であるが、環境委員会での3法案の一括審議に異議を唱える野党もあり、日程的には大変厳しい状況の中で、委員会の筆頭理事や野党の国対委員長にも面会する等して本国会での両法案の成立に取り組んでいる旨説明された。

(2) 質疑応答として、①国家資格となった際、これまで実施してきた診療の補助業務が資格を有する愛がん動物看護師に限られることになり、資格のない看護師を雇用する動物病院に影響が生じる。②国では動物看護専門学校を3年制とする意向と仄聞したが、現在設置されている2年制の専門学校約60校が専門学校として認められないとなると、動物病院も愛がん動物看護師の採用が厳しくなる。③一部の動物病院では単なる従業員を動物看護師と称してホームページに掲載しており、今後、指導を徹底する必要がある。④環境省の動物愛護部会においてマイクロチップの装着は獣医師の専権事項となるよう要請した経緯も考慮すべきである。動物看護師が行う際、獣医師の立ち合いが必須なのか、電話の指示で良いのか、運用のあり方を明確にしないと現場は混乱する。⑤ペットショップでマイクロチップを挿入するとすると、登録もされず、実態の把握もできなくなることが想定され、獣医師の専権事項とすることが望ましい旨の意見が出された。

(3) これに対して、北村委員長から、①については、これまで診療の補助というものの自体なく、はじめて今回の法制化で明確となったものであり、今後、獣医師は専門職職業人として法令を遵守した獣医療の提供に努める必要がある。②については、現状の動物看護職やその業務に従事してきた者は、経過措置の5年の間に講習を修了し、受験して合格すれば動物看護師として認められる。境専務理事から、④については、これまででは診療はすべて獣医師の専権事項であったが、今回の法制化により診療の補助を業務とする愛がん動物看護師が獣医師の指示の下、本業務を実施することが認められる。なお、獣医師の指示の範囲については、今後、現場の実情や診療内容を考慮した解釈が示されると思われるが、人の看護師等の保健師助産師看護師法における業務内容、医師との役割分担等も参考とされる。⑤については、今後、ペットショップで装着され

ているマイクロチップは、獣医師または獣医師の指示の下に愛がん動物看護師が装着したものであり、法律に基づき必ず獣医師が関与することになる。補足して、大林理事から、国家資格を有する者に対しては、それなりの責任ある業務に従事させる必要はあるが、それらの業務を指示する立場となる獣医師自身の地位も向上するものと思われる。それには国家資格者である愛がん動

物看護師を雇用する獣医師が処遇の改善や雇用の在り方の見直し等に取り組む必要がある旨説明がなされた。

【閉 会】

藏内会長から全ての議案が終了した旨報告され、円滑な議事進行への協力に対するお礼が述べられた後、事務局から閉会が告げられた。